

ふくおか CASE カーエレ開発アライアンス規約

(名称)

第1条 本会は、ふくおか CASE カーエレ開発アライアンス(英文名 Fukuoka CASE Car Electronics Development Alliance)(以下「本アライアンス」という。)と称する。

(目的)

第2条 本アライアンスは、CASE、MaaSをはじめとする新しいモビリティ社会に対応した次世代自動車の開発を先端技術で加速化させるため、次世代自動車の開発に関連する企業、大学、公的機関、その他学生等(以下「関連企業等」という。)の産・学・官の積極的な交流を促進し、新たなプロジェクトの始動及び進展に寄与することを目的とする。

(取組)

第3条 本アライアンスは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 新しいモビリティ社会の進展に関する将来動向の把握
- (2) 次世代自動車の実現に向けたカーエレクトロニクス及び組み込みソフトウェアの共同研究開発に繋がる研究発表、情報交換等の場の提供
- (3) 地元企業の多様な事業活動を生み出す産学官交流及び企業間交流の促進
- (4) 次世代自動車の実現に向けたカーエレクトロニクス及び組み込みソフトウェアに関する産学官ニーズの集約及び積極的共有
- (5) 本アライアンスが行う取組等に関する普及活動
- (6) その他、本アライアンスの目的達成に資する取組

(会員)

第4条 本アライアンスは、第2条の目的に賛同する次の者(原則として、本邦に所在する者)を会員とする。

- (1) 次世代自動車の実現に向けたカーエレクトロニクス及び組み込みソフトウェアの開発を目指している企業・大学等教育機関・行政機関・公的支援機関等の団体
 - (2) 研究発表、情報交換等を通じて、関連企業等との交流や情報収集等を希望する個人(学生含む)
- 2 入会を希望する者は、入会申込書(様式第1号-1、様式第1号-2)を事務局に提出しなければならない。
- 3 退会しようとする会員は、退会届(様式第2号)を事務局に提出しなければならない。

(会費)

第5条 会費は無料とする。

(部会)

第6条 本アライアンスにおける専門的な取組を推進するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置は、事務局、その他関係者により協議の上、決定する。

3 部会の活動に際し、必要に応じて、助言者を置くことができる。

(事務局)

第7条 本アライアンスの事務局は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団(以下「本財団」という。) 三次元半導体研究センター(福岡県糸島市東1963-4)内に置き、本アライアンスの運営を行う。また、その総括者に、本財団三次元半導体部長の職にあるものをもって充てる。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本アライアンス及び各部会の運営に関する諸事項は、事務局、その他関係者により協議の上、決定するものとし、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、令和元年8月7日から施行する。